

日比 NGO ネットワーク  
会員規程

(目的)

第1条 本規程は、日比 NGO ネットワーク（以下、本ネットワークという）の会則の定めるところに従い、本ネットワークの会員について、必要な事項を定める。

(正会員の入会申込み)

第2条 本ネットワークに正会員として加入を希望する団体は、所定の申込書に必要事項を記入し、以下の書類を添えて、本ネットワーク運営委員会代表宛てに入会の申込みを行う。

- ①正会員入会申込書
- ②会則、規則または定款
- ③直近1年間の事業報告書と決算書
- ④役員の名簿
- ⑤団体が発行する広報パンフレット類および機関紙など
- ⑥その他、運営委員会が必要と判断する資料

(正会員の承認)

第3条 運営委員会は、本ネットワーク会則第7条の要件を満たしていると判断した場合、入会を承認する。承認を受けた団体は、承認の通知後速やかに会費を納入する。

(準会員の入会申込み)

第4条 本ネットワークに準会員として加入を希望する団体および個人は、所定の申込書に必要事項を記入し、運営委員会代表宛てに入会の申込みを行う。運営委員会は、申込み内容を確認し、入会を了承する。入会決定通知を受けた団体・個人は、通知後速やかに会費を納入する。

(賛助会員の入会申込み)

第5条 本ネットワークに賛助会員として加入を希望する団体および個人は、所定の申込書に必要事項を記入し、本ネットワーク運営委員会代表宛に提出し、会費を支払うことにより賛助会員になることができる。

(協力会員の入会申込み)

第6条 本ネットワークに協力会員として加入を希望する法人および団体は、所定の申込書に必要事項を記入し、運営委員会代表宛に入会の申込みを行う。運営委員会は、申込み内容を確認し、入会を了承する。

(会費)

第7条 会費(年間)の金額は次のとおりとする。

- |          |      |         |      |
|----------|------|---------|------|
| (1) 正会員  | 年額1口 | 10,000円 | 1口以上 |
| (2) 準会員  | 年額1口 | 5,000円  | 1口以上 |
| (3) 賛助会員 |      |         |      |
| 一般個人     | 年額1口 | 3,000円  | 1口以上 |
| 学 生      | 年額1口 | 1,000円  | 1口以上 |
| 非営利団体    | 年額1口 | 10,000円 | 1口以上 |
| 企 業      | 年額1口 | 30,000円 | 1口以上 |

(会員の退会)

第8条 会員が退会を希望する場合は、書面をもって運営委員会代表宛に届けることにより、退会できる。また1年以上会費を未払いのときは、退会したものとして取り扱う。退会にあたっては、既納会費は返金しない。

(正会員の除名)

第9条 運営委員会は、正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、出席した運営委員の3分の2以上の議決を経て除名することができる。

- (1) 本ネットワークの名誉を著しく傷つけた場合
- (2) 著しく社会的信用を損なう行為をした場合
- (3) 本ネットワーク会則第7条に定める正会員の要件を喪失したと認められる場合

2 前項の規定に該当するときは、当該会員に予め通知を行い、当該会員の要請に応じ説明の機会を設けるものとする。

(正会員以外の会員の除名)

第10条 運営委員会は、正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、出席した運営委員の3分の2以上の議決を経て除名することができる。

- (1) 本ネットワークの名誉を著しく傷つけた場合
- (2) 著しく社会的信用を損なう行為をした場合

第11条 本規程の修正および改廃は運営委員会において決定する。

付則

1. 本規程は、2013年4月1日から適用する。(2013年3月22日世話人会決議)